

過去の弊社製品耐火認定における副構成材料の石綿含有について
～石綿含有の副構成材料（耐火接着剤）に関する補足情報～

2025年8月4日
旭化成建材株式会社

2025年7月11日付けで厚生労働省労働基準局及び弊社ウェブサイトにて公表されております通り、弊社が過去に取得したヘーベルライトの耐火認定に使用する副構成材料の耐火接着剤（ヘーベルボンド、ライトボンド）に、石綿が含まれております（※石綿含有量は耐火接着剤重量比で3%）。

下記に、使用箇所など当該耐火接着剤に関する情報を記載しましたので、該当する建築物外壁の判断、及び改修・解体時に関係法令に従い適切な作業・処分を行う際の参考にして頂きたく存じます。また、今回の件におきまして、ご迷惑・ご心配をおかけしており改めて深くお詫び申し上げます。

1. 当該耐火接着剤の使用用途について

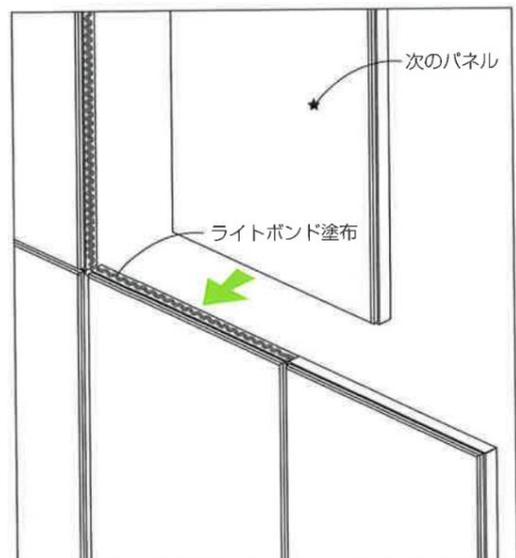
当該耐火接着剤（ヘーベルボンド、ライトボンド）は、外壁耐火構造を構成する際に、厚さ 50mm の ALC 薄形パネル（製品名：ヘーベルライト）同士の小口接着面に塗布するモルタル状の材料です。当該耐火接着剤は非飛散性のものであり、3. に示す外壁耐火認定の耐火接着剤として使用されています。

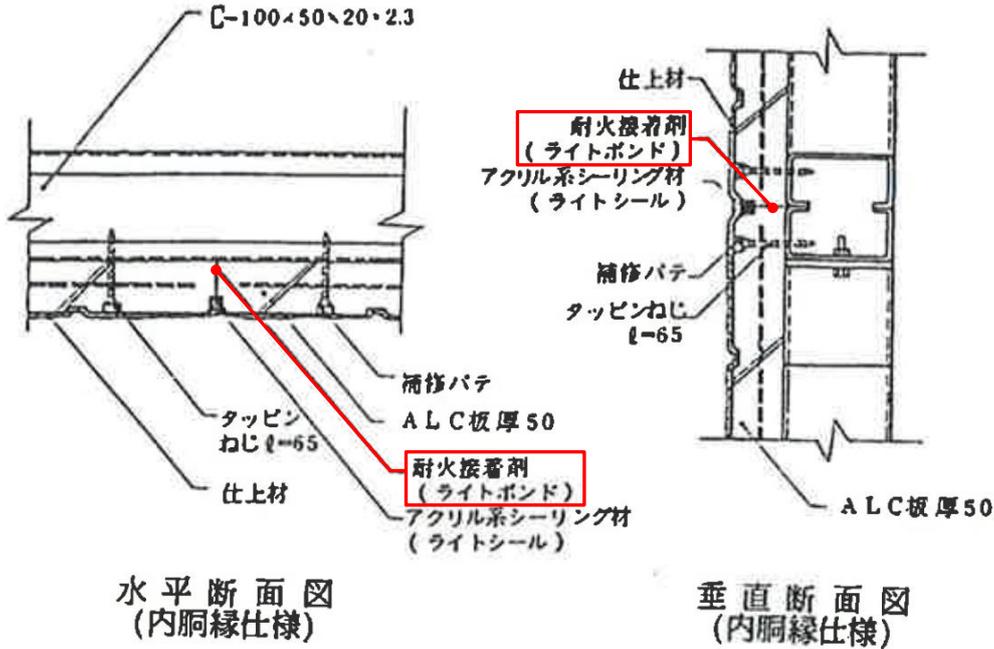
2. 当該耐火接着剤の使用手法・箇所について

当該耐火接着剤の使用手法については、建て込まれたパネルの小口面に接着剤を塗布し、次のパネルを接着剤で接着するように建て込み、取り付け後同様に小口面に接着剤を塗布します。使用箇所としてはパネル小口面となり、防水性を目的としてパネル表面目地部の溝に設けられるシーリング材（コーキング材）とは異なりますのでご注意ください。



※当該耐火接着剤を使用した時の写真とは異なります





3. 当該耐火接着剤が使用されている認定について

当該耐火接着剤が使用されている認定は、下記の外壁耐火認定となります。

認定番号	認定存続期間	内容
Wn1032	1971年～1996年	耐火構造 壁1時間耐火 鉄網入り軽量気泡コンクリート板 (50mm) 外壁 (非耐力壁) <ヘーベルライト> (耐火接着剤：ヘーベルボンド)
Wn1110	1984年～1996年	耐火構造 壁1時間耐火 メタルラス入り ALC 板 (50mm) 張り外壁 (非耐力壁) <ヘーベルライトデザインパネル> (耐火接着剤：ライトボンド)

4. 当該認定 (Wn1032・Wn1110) が使用されている可能性がある建築物について

当該認定が使用されている可能性がある建築物については、認定存続期間である **1971年～1996年+α** (α：確認申請から建築物が竣工されるまでの期間) **までに建築され、厚さ 50mm の ALC 薄形パネル (製品名：ヘーベルライト) を使用した外壁 1 時間耐火構造が含まれる鉄骨造の耐火建築物等**となります。また、ALC 薄形パネルは C チャンネル (リップ溝形鋼) の胴縁にタッピンねじで取り付けられています。詳しくは【参考資料】及び建築物の設計図書等をご確認下さい。なお、耐火建築物等であっても当該認定とは別の認定が使用されている場合がございます。

5. その他

当該耐火接着剤は当時の関連法令に違反するものではなく、現在は販売されておりません。また、ヘーベルライト等の弊社 ALC パネル製品には、発売以降現在まで石綿の意図的な含有はありません。

以上

【参考資料】

当該認定が使用されている可能性がある耐火建築物等については、以下の通りです。

(1)耐火建築物としなければならない鉄骨造の建築物

(2)準耐火建築物としなければならない鉄骨造の建築物（ロ準耐一号：外壁耐火構造）

①建築基準法第 27 条（特殊建築物：別表 1）

建築物の用途	(1)耐火建築物としなければならない建築物	(2)耐火建築物または準耐火建築物としなければならない建築物
別表第 1(イ)欄(1)項 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 階以上の階 ・ 客席の面積 200 m²以上 (屋外観覧席は 1,000 m²以上) ・ 主階が 1 階にない (劇場、映画館、演芸場に限り) 	—
別表第 1(イ)欄(2)項 病院、診療所(患者収容施設有)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 階以上の階 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 階の用途部分の床面積 300 m²以上
別表第 1(イ)欄(3)項 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 階以上の階 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途部分の床面積 2,000 m²以上
別表第 1(イ)欄(4)項 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 階以上の階 ・ 用途部分の床面積 3,000 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 階の用途部分の床面積 500 m²以上
別表第 1(イ)欄(5)項 倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 階以上の用途部分の床面積 200 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途部分の床面積 1,500 m²以上
別表第 1(イ)欄(6)項 自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 階以上の階 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途部分の床面積 150 m²以上 (ロ準耐一号を除く)

②建築基準法第 61 条（防火地域及び準防火地域）

地域	(1)耐火建築物としなければならない建築物	(2)耐火建築物または準耐火建築物としなければならない建築物
防火地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地階を含む 3 階建て以上の建築物 ・ 延べ面積 100 m²を超える建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地階を含む 2 階建以下、かつ延べ面積 100 m²以下の建築物
準防火地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地上 4 階建て以上の建築物 ・ 延べ面積 1,500 m²を超える建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地上 3 階建て以下、かつ延べ面積 500 m²を超え 1,500 m²以下の建築物

※柱、梁に耐火被覆が施工されている鉄骨造の建築物も対象の可能性がります

※詳細は当時の建築基準法等の法規をご確認ください

※自治体の条例等で建築基準法より厳しい制限が設けられている場合があります

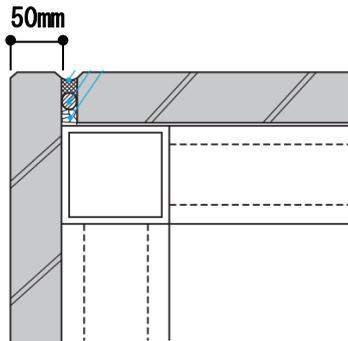
【Q&A】

Q：厚さ 50mm の ALC パネルであるヘーベルライトはどのような建築物に使われていますか。

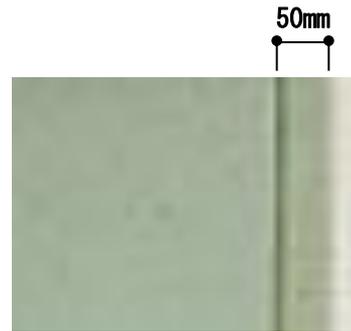
A：鉄骨造の建築物で、集合住宅、店舗、複合施設などに使われております。詳しくは弊社ウェブサイトをご確認ください。 <https://www.asahikasei-kenzai.com/akk/hl/case/use/>

Q：建築物の外観で厚さ 50mm の ALC パネルであることを見分ける方法がありますか。

A：建築物の出隅部のパネル勝ち壁部など、パネル厚さがわかる箇所を測定することで見分けることが可能です。パネルの幅は 600mm です。難しい場合はパネルをコア抜きするなどしてご確認ください。



出隅部のパネル勝ち壁部図



出隅部のパネル勝ち壁部写真

Q：厚さ 50mm 以外の ALC パネルはありますか。またそのパネルが使用されている建築物に当該耐火接着剤は使われていますか。

A：ALC パネルは他社を含めて厚さ 35・37mm（木造向け）、75mm、100mm 以上がございます。いずれも意図的に当該接着剤を使用していない限り、当該耐火接着剤が使用されている可能性は低いです。

Q：確認したところ厚さ 50mm の ALC パネルでした。旭化成のヘーベルライトであることを見分ける方法がありますか。

A：設計図書に記載されていない場合が多く、外観からも見分けることは難しいです。解体時にパネル小口に会社名、製品名を記載したマーキングで確認できる場合があります。

Q：4. で示された期間以降の建築物を解体したところ、パネル小口に耐火接着剤が確認されました。また、外壁 1 時間耐火認定 FP060NE-9293 には当該耐火接着剤は使われていますか。

A：Wn1032、Wn1110 の耐火認定以外にも、耐火接着剤を使用する耐火認定が一部存在しますが、いずれも意図的に当該接着剤を使用しない限り、耐火接着剤に石綿は含まれておりません。